

給水装置工事に関する書類の 押印廃止について

令和3年8月より、国の方針に基づき、広島市水道局が定める申請書等の様式が新しくなります。(一部様式を除きます。)これにより**押印の必要がなくなります。**

Q 1 なぜ押印が廃止となるのか？

A：市民・指定事業者の負担軽減及び利便性の向上と、将来的なオンライン化が目的です。

Q 2 押印の代わりに何が必要となるのか？

A：水道局への申請書類等には記名が必要となります。

記名とは・・・氏名・住所等を記すことです。
印刷やスタンプ、代筆も可能です。

Q 3 全ての申請書等の押印が廃止となるのか？

A：「**給水装置台帳閲覧・写しの交付願**」は引き続き押印が必要です。その他の書類は押印を廃止します。

Q 4 古い様式はいつまで使用できるのか？

A：令和3年度末まで使用可能です。

新しい様式は水道局のホームページ
からダウンロードできます。

